

新 旧 対 照 表

規程等名称 : 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）基本契約書（案）

所管課等名称 : 再整備推進課

旧	新
公 表 : 令和 2 年 4 月 30 日	公 表 : 令和 2 年 4 月 30 日 <u>修正版公表 : 令和 2 年 6 月 22 日</u>
目 次 (第 1 条から第17条まで省略)	目 次 (第 1 条から第17条まで省略)
第18条 <u>(秘密保持義務)</u> (以下目次省略) (前文及び第 1 条から第 12 条まで 省略) (計算書類等の提出) 第 13 条 事業者及びSPC は、本契約の期間満了まで、会社法に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後 3 か月以内に水道局に提出しなければならない。 2 事業者及びSPC は、 会計監査人、監査法人又は公認会計士 が監査を行った計算書類及びその附属明細書を水道局に提出するものとする。 (第 14 条から第 15 条まで省略) (契約の解除) 第 16 条 水道局又は事業者若しくはSPCは、建設工事請負契約又は運転・維持管理委託契約が解除されたとき、本契約を解除するものとする。 (第 17 条 省略) (秘密保持義務) 第 18 条 本契約の各当事者は、本契約に関連して他の当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、他の当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。	第18条 <u>(秘密情報の取扱い)</u> (以下目次省略) (前文及び第 1 条から第 12 条まで 省略) (計算書類等の提出) 第 13 条 SPC は、本契約の期間満了まで、会社法に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後 3 か月以内に水道局に提出しなければならない。 2 SPC は、 会計監査人 が監査を行った計算書類及びその附属明細書を水道局に提出するものとする。 (第 14 条から第 15 条まで省略) (契約の解除) 第 16 条 水道局又は事業者若しくはSPCは、建設工事請負契約又は運転・維持管理委託契約が解除されたとき、本契約を解除するものとする。 <u>2 水道局又は事業者若しくはSPCは、建設工事請負契約又は運転・維持管理委託契約が締結に至らなかったとき、本契約を解除するものとする。</u> (第 17 条 省略) (秘密情報の取扱い) 第 18 条 本契約の各当事者は、本契約に関連して他の当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、他の当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。 <u>2 本契約の各当事者は、他の当事者の承諾を要することなく、秘密情報の全部又は一部の複製及び複写を行ってはならないものとする。</u>

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報には含まれないものとする。

(第1号から第5号まで省略)

3 第1項の規定にかかわらず、本契約の各当事者は、次の各号に掲げる場合には秘密情報の提供者の承諾を要することなく、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(第1号から第8号まで省略)

(9) その他、水道局又は落札者が法令に基づき開示する場合

(第19条から第24条まで省略)

本契約締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約締結日) 令和●年 (●●●●年) ●月●日

横浜市
横浜市中区
横浜市水道事業管理者
水道局長 [●]

印

事業者
(代表企業)
[住所]
[氏名]Ⓜ

(構成企業)

3 本契約の各当事者は、他の当事者から受領した秘密情報を改変してはならないものとする。

4 次の各号に掲げる情報は、第1項の秘密情報には含まれないものとする。

(第1号から第5号まで省略)

5 第1項の規定にかかわらず、本契約の各当事者は、次の各号に掲げる場合には秘密情報の提供者の承諾を要することなく、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(第1号から第8号まで省略)

削除

6 本契約の各当事者は、別段の定めが無い限り、本契約終了後又は本契約解除後、他の当事者から開示を受けた秘密情報を返却するものとし、秘密情報の複写物並びに秘密情報を基に作成した資料、文書、図面、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)及びその複写物を全て廃棄するものとする。ただし、秘密情報を開示した他の当事者が返却を要しないと認めたものについては、秘密情報の開示を受けた者が、破棄するものとする。

7 本契約の各当事者は、前項の規定に基づき秘密情報を返却又は破棄した場合、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を他の当事者に提出するものとする。

(第19条から第24条まで省略)

本契約締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約締結日) 令和●年 (●●●●年) ●月●日

横浜市
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市水道事業管理者
水道局長 [●]

印

事業者
(代表企業)
[住所]
[氏名]Ⓜ

(構成企業)

[住所]
[氏名]⑩

(構成企業)
[住所]
[氏名]⑩

S P C
[住所]
[氏名]⑩

※全ての構成企業及びS P Cと契約を
締結します。

(別紙1から別紙4まで省略)

別紙5 (別紙参照)

[住所]
[氏名]⑩

(構成企業)
[住所]
[氏名]⑩

S P C
[住所]
[氏名]⑩

※全ての構成企業及びS P Cと契約を
締結します。

(別紙1から別紙4まで省略)

別紙5 (別紙参照)

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「水道局」という。）が本契約において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「**事業者**」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 **事業者**は、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 **事業者**は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、水道局に通知しなければならない。
 - 3 **事業者**は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
 - 4 **事業者**は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について水道局に報告しなければならない。
 - 5 **事業者**は、第2項及び第3項に定める**事業者**の安全対策及び管理責任体制に関し、水道局が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について水道局と**事業者**とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 **事業者**は、本契約による事務の処理に従事している者に対し、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 **事業者**は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 **事業者**は、水道局の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 **事業者**は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本契約による事務を処理するにあたって水道局から提供された個人情報記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、**事業者**の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第7条 **事業者**は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本契約による事務を処理するために水道局から貸与され、又は**事業者**が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複製及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 **事業者**は、本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、水道局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 **事業者**は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、水道局に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 **事業者**は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、**事業者及び**再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに水道局が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 **事業者**は、前項の約定において、水道局の提供した個人情報並びに**事業者及び**再受託者が本契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 **事業者**は、本契約による事務を処理するために水道局から貸与され、又は**事業者**が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了し、又は解除された後直ちに水道局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、水道局が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

- 第10条 水道局は、本契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、**事業者**に対し、個人情報の管理状況及び業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 水道局は、本契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
 - 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、**事業者**の負担とする。ただし、水道局の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、水道局がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 **事業者**は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに水道局に報告し、水道局の指示に従うものとする。本

契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

- 第12条 **事業者**は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。
- 2 **事業者**は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を**事業者**に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、**事業者**は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第13条 水道局は、次のいずれかに該当するときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 本契約による事務を処理するために**事業者**又は再受託者が取り扱う個人情報について、**事業者**又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「水道局」という。)が本契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「事業者及びSPC」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 事業者及びSPCは、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及びSPCは、個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、水道局に通知しなければならない。

3 事業者及びSPCは、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 事業者及びSPCは、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について水道局に報告しなければならない。

5 事業者及びSPCは、第2項及び第3項に定める事業者及びSPCの安全対策及び管理責任体制に関し、水道局が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について水道局と事業者及びSPCとが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 事業者及びSPCは、本契約による事務の処理に従事している者に対し、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 事業者及びSPCは、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 事業者及びSPCは、水道局の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 事業者及びSPCは、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本契約による事務を処理するにあたって水道局から提供された個人情報記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、事業者及びSPCの管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 事業者及びSPCは、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本契約による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者及びSPCが収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 事業者及びSPCは、本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、水道局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者及びSPCは、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、水道局に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 事業者及びSPCは、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、事業者及びSPC並びに再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに水道局が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 事業者及びSPCは、前項の約定において、水道局の提供した個人情報並びに事業者及びSPC並びに再受託者が本契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 事業者及びSPCは、本契約による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者及びSPCが収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、本契約が終了し、又は解除された後直ちに水道局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、水道局が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

- 第10条 水道局は、本契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、事業者及びSPCに対し、個人情報の管理状況及び業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 水道局は、本契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
 - 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、事業者及びSPCの負担とする。ただし、水道局の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、水道局がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第 11 条 事業者及びSPCは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに水道局に報告し、水道局の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第 12 条 事業者及びSPCは、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

- 2 事業者及びSPCは、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を事業者及びSPCに提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、事業者及びSPCは、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 13 条 水道局は、次のいずれかに該当するときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本契約による事務を処理するために事業者、SPC又は再受託者が取り扱う個人情報について、事業者、SPC又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。